

## 指 名 停 止 措 置 簿

### 1 指名停止を受けた建設業者に関する事項

商号及び名称	代表者氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
大三建設株式会社	代表取締役 植 俊彦	知事許可 (般) 第 898 号	高知県四万十市 川登 3 0 4 8
株式会社港重機建設	代表取締役 谷本 雅	知事許可 (般) 第 5893 号	高知県四万十市 古津賀 2 6 0 4 - 1

### 2 指名停止の内容

指名停止期間	大三建設株式会社 令和 3 年 7 月 15 日から令和 3 年 7 月 28 日まで ( 2 週間)
	株式会社港重機建設 令和 3 年 7 月 15 日から令和 3 年 7 月 21 日まで ( 1 週間)
指名停止の理由	高知県 ( 幡多土木事務所 ) 発注の鶴ノ江急傾斜地崩壊対策工事 ( 急傾第 53-22-21 号 ) の実施において、安全管理の措置が適切ではなく、工事関係者に負傷者を生じさせたため。  ※該当条項 高知県建設工事指名停止措置要綱別表第 1 の第 7 号 ( 安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故 ) に該当。 同要綱の取扱い別表第 1 関係 4 の ( 3 ) の 1 の ( 1 ) ( 県発注工事の工事関係者事故 ) に該当。